

第3回 東海村農業公社（仮称）設立基本構想策定委員会 会議録

1	開催日時	平成27年3月6日(金) 15時30分から17時10分まで
2	場所	役場行政棟5F 原子力視察研修室
3	出席者	別添委員名簿のとおり（17名）
4	欠席者	根本（一）委員，鈴木委員，根本（正）委員， 佐藤（康）委員（4名）
5	公開又は 非公開の別	公開
6	非公開の理由	
7	議題	(1)東海村農業公社（仮称）設立基本構想（案）について (2)その他
8	配布資料	別添のとおり
9	発言内容	<p>(1) 東海村農業公社（仮称）設立基本構想（案）について</p> <p>◎配布資料の「基本構想の概要」をもとに，事務局から構想（案）について説明した。委員からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分は農業生産法人として実際に請け負っているが，転作関係補助金で経営が成り立っているのが現実。転作の麦作等も事業として取り組むべきである。 ・機械設備を村が購入して，それを無償貸付するということは如何か？既存の農業生産法人にも同様の手厚い支援をするべきではないか。不公平な扱いだ。 ・経費の算定が甘いのではないか？経営指標についても販売単価が高いし，経費も積み上げていったら指標どおりに収まるとは思えない。画餅に等しい。もっと現実に即し，「農業経営を実際に行うと，こんなに赤字が出ます。村で公社を造って農業経営を始めると税金で補填する額は〇〇億円が見込まれます」くらいの表記があっても良いのではないか。トントンの経営が出来るなら，とっくに民間が参入している。出来ないから民間は参入しないのが現状だ。 ・構想（案）としては一定の評価はするが，もっと正確に経営コストや生産収入を精査しないと，構想を根拠に村が公社を設立するということには賛同できない。まだまだ，コストの算定が必要な事項が多く

	<p>さん残っていると感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の賃借料を決めるうえで、客観的な仕組みが提案されていることに注目したい。今後は、農地所有者に対しても、農地を保全する義務を果たすためのコストとして負担が必要との意識を定着させる必要がある。
<p>10 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この構想（案）は、この内容でフィックスされるものではなく、あくまでも基本設計にしか過ぎない。 ・今後、公社の設立が具体化した折りに、詳細な経営計画を加味した「実施設計」とも言うべき計画が策定することが求められる。その場合は、経営の専門家で構成される有識者会議等を設置し、営利企業と公益的企業のバランスを勘案しながら、経営指標等を具体的に策定することが肝要である。 ・これは、あくまでも策定委員会での成案をまとめたものであり、この構想案をベースとし村として正式に構想を決定することとなった。 ・今後は、この構想案をベースとして経営計画等を十分に精査した内容で、設立構想を決定し、住民に対して設立に関して賛否を諮っていく必要がある。